

平成30年度

廃棄物分野の情報の電子化に関する検討業務

報 告 書

平成31年3月

株式会社日本能率協会総合研究所

1. 業務概要

1. 1 業務目的

平成 29 年 6 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)の改正に先立って行われた、中央環境審議会 廃棄物処理制度専門委員会における論点整理の中で、廃棄物分野の情報の電子化の課題として「将来的には、世界最高水準の I T 利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等を含め、全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化され、I T 技術の活用による効率的・効果的なシステムを構築することも期待される。」と整理された。

また、環境省として 2020 年までに世界最高水準の I T 利活用社会を実現することを目標とした「世界最先端 I T 国家創造宣言」の推進、官民データ活用推進基本法に基づく「官民データ活用推進基本計画」の推進が求められている。さらに、平成 30 年 1 月には e ガバメント閣僚会議において「デジタル・ガバメント実行計画」が決定され、これを踏まえ、6 月に「環境省デジタル・ガバメント中期計画」が策定され、「デジタル・ガバメント実行計画」の実現を推し進めることにより、第五次環境基本計画に示された各種施策を着実に推進することとされた。

このようなことから、本業務は、電子マニフェストや許認可情報の利活用等の廃棄物分野の情報の電子化に向けた本格的な検討等を行うことを目的とする。

1. 2 業務概要

- (1) 業務名：平成 30 年度廃棄物分野の情報の電子化に関する検討業務
- (2) 契約日：平成 30 年 11 月 14 日
- (3) 工期：平成 30 年 11 月 14 日～平成 31 年 3 月 22 日
- (4) 発注者：環境省 環境再生・資源循環局
- (5) 受注者：株式会社 日本能率協会総合研究所

1. 3 業務項目

本業務は、次の項目について実施した。

- (1) 電子化の検討に必要な情報の収集・整理等
- (2) 廃棄物処理分野の情報の電子化に関する検討会の開催
- (3) 報告書の作成

2. 検討会の開催準備

(1) 開催日時の調整

具体的な開催日時について、環境省担当者及び検討会出席団体と調整の上、決定した。

(2) 開催場所及び検討会開催に必要な備品等の手配

検討会の開催場所は、環境省担当者等と協議の上、決定した。

また、検討会開催に必要な備品として、資料、発言者用マイク、ネームプレート、お茶（紙コップ）を準備し、出席者に配布した。

表 2. 1 検討会開催概要

回数	日時	場所
第1回	平成30年11月28日(水) 10時～12時	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
第2回	平成31年2月21日(木) 14時～16時	TKPスター会議室 日比谷 ホールB3
第3回	平成31年3月6日(水) 10時～12時	TKPスター会議室 日比谷 ホールB3

(3) 資料の作成及び印刷

検討会各回において、環境省担当者と事前協議の上、配布資料を作成した。また、検討会当日に印刷した資料を出席者に配布した。

(4) 議事録の作成

検討会各回終了後、議事録案を作成した。作成した議事録案は、出席者に照会をかけ、必要に応じて修正し、議事録とした。

3. 検討会

3. 1 第1回検討会

第1回検討会の議事及び議事内容は、次のとおりであった。

3. 1. 1 議事

第1回検討会の議事は、次のとおり。

- ①検討会の進め方
- ②廃棄物分野の電子化の現状と課題、電子化の範囲・優先順位の検討
- ③調査案
- ④その他

3. 1. 2 議事内容

第1回検討会の議事内容は、次のとおり。

日 時：平成30年11月28日（水）10：00～12：05

場 所：公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

議事1. 廃棄物分野の情報の電子化に向けた検討会の進め方

環境省より、本検討会の方向性、検討スケジュール及び産業廃棄物行政情報システム更新スケジュールについて説明を行った。昨年度の勉強会と比較し、今年度はシステム連携に関するより技術的な議論になることを踏まえ、ITベンダーにも参加いただいていることについて報告した。

議事2. 廃棄物分野の電子化の現状と課題、電子化の範囲・優先順位の検討

(1) 電子化イメージに関する説明

環境省より、廃棄物分野における情報の電子化の現状と課題及びデータ連携のためのシステム更新案・課題、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書（実施状況報告書）における電子マニフェストとの連携について説明を行った。主な説明内容は、次のとおり。

- ・各地方公共団体独自のシステム（以下、「自治体システム」という。）にある許可情報等のデータをAPI等の技術を用いて、環境省行政情報システム（以下、「環境省システム」という。）に連携させる仕組みの構築を検討する。
- ・環境省システムに登録された許可情報をAPI等の技術を用いてJWNETと連携し、適正処理を促進する。
- ・環境省システムに登録されたデータを（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「産廃振興財団」という。）の「さんぱいくん」に連携し、環境省検索サイトはさんぱいくんに機能統合する。
- ・多量排出事業者による産業廃棄物処理計画（実施状況報告書）の提出に関し、電子マニフェストと連携することで業務の省力化が期待できる項目を明示する。

(2) 優先事項の説明

(一社) 日本経済団体連合会 (以下、「経団連」という。) 及び (公社) 全国産業資源循環連合会 (以下、「全産連」という。) から電子化における優先事項について意見があった。

○経団連

- ・ 排出事業者責任の全う、業務効率化の観点から、電子化による情報の活用を実現すべき。
- ・ さらなる適正処理の推進、健全な資源循環の推進、世界最高水準の IT 利活用社会の実現を目指す観点から、システムの全体像を描いたうえで、ワンストップの仕組みも考慮しつつ、今般の検討対象外となる部分も視野に入れて今回のシステム改修を位置づけたうえで、各論の連携に入るべき。
- ・ 電子契約が今後進むことを考慮し、契約内容と許可情報とで法令遵守を確保できる仕組みについても検討すべき。
- ・ WDS の電子化についても議論すべき。
- ・ 国交省への報告との連携についても検討すべき。
- ・ 業務の効率化と適正処理のため、地方公共団体の申請業務等とも連携を図るべき。
- ・ 許可内容は地方公共団体で異なる等複雑なため、詳細情報の掲載が必要 (許可証を PDF 化し掲載するなどの検討が必要)。
- ・ 許可情報は法令遵守のためリアルタイムで把握できる仕組みが必要。
- ・ リサイクル率の算出にあたっては、各社が処理施設にリサイクル率を聞いている。各社によって定義が異なっているのが現状であり、データの一元管理による省力化を図るべき。
- ・ 多量排出事業者の実施情報報告における処理業者の熱回収の有無については、排出事業者は判断できないため、行政による判断が必要ではないか。
- ・ 地方公共団体による申請書類の迅速な処理については、環境省がリーダーシップを発揮してほしい。
- ・ 今後のコンプラチェック機能の強化、利便性の向上についても視野に入れつつ、システム改修の検討を進めるべき。
- ・ 現在手入力となっている排出者-収集運搬-中間処理-最終処分を含めた契約書類や、電子マニフェストデータの突合によってコンプライアンスチェックの確実性の向上、作業の効率化は重要な検討事項。

○全産連

- ・ 許可情報について、地方公共団体が設けているサイト情報を横断的に検索できる仕組みを作り上げるべき。
- ・ 紙マニフェストの PDF 化による保存を認めてほしい。
- ・ 複数の地方公共団体への許可申請は手間がかかるため、ワンストップの申請方法を実

現すべき。

- ・電子化に対応できない中小企業があるため、なんらかの支援策を検討してほしい。

(1)、(2) を受けての意見

○ワンストップの許可申請（電子申請）について

- ・許可申請については各地方公共団体において同様のフレームで対応することができると考えられるため、早期実現を目指して国が主導すべき（埼玉県）。
- ・地方公共団体が独自に進めると申請者の負担は大きくなるので、国が主導すべき（東京都）
- ・国が作成したシステムに地方公共団体が時間をかけて合わせていくというのが現実的ではないか（(公財)日本産業廃棄物処理振興センター（以下、「JWセンター」という。））
- ・各地方公共団体で申請の手続きや品目の考え方は異なり、条例や要綱などで事前相談を設けている場合もある。国が作成しても利用者がいないということがないよう相場を知る必要がある（環境情報室長）。
- ・品目の考え方は地方公共団体で異なるため、システムの作成を行う前に、品目の統一化など検討を行う必要がある。システム改修時期を踏まえると、まずは許可情報の提供に絞るべき（東京都）。

○許可情報の横断的検索

- ・全事業者を横断的に検索できるよう法人番号を利用した整理を検討している（産廃振興財団）。
- ・各地方公共団体では品目等について独自の解釈をしている場合がある。これは他の地方公共団体の解釈をしらないためでもあり、まずは許可証を開示することで他地方公共団体の情報を知ることが必要ではないか（埼玉県）。
- ・各自治体が許可情報をウェブサイトそのままアップしている場合は検索可能だが、検索システムの場合（キーワードを入力して表示させる場合）は、横断的検索はできない（富士通パブリックソリューションズ）。

○処理施設のリサイクル率

- ・電子マニフェストと許可情報やリサイクル率を連携させることは可能。これらを普及させるため、優良認定の必須項目にするなど、他の仕組みを連携することが必要と考える（JWセンター）。

○環境省システムと自治体システムの連携

- ・データの一元化、省力化に向けてデータ連携は技術的にできないことではない。ただし、許可の解釈などシステム化するまでの過程が懸念される。また、システムの運用（メンテナンス）について、独自で運用しているものの整合をどのようにするか課題。現時点では非同期で取り込むことが望ましいのではないか（日本アイ・ビー・エム・

サービス)。

- ・各地方公共団体の情報を吸い上げて環境省システムへ連携することは技術的には可能であるが、それぞれのデータベースを検索させる仕組みは各地方公共団体で行うべき(富士通パブリックソリューションズ)。
- ・各地方公共団体データを連携することは可能と考えるが、ベースとなるルールが定まらずオリジナル性の高い状況と推察されるため、最低限のルール作成が必要と考える(日立ソリューションズ・クリエイト)。

○許可情報のリアルタイム連携について

- ・許可日の変更は各地方公共団体により異なり、例えば申請(変更など)が出された段階で、仮日を入力するパターンなどがある。また、実運用として現時点では環境省への登録及び都の公開は1ヶ月に1度である。リアルタイムの許容の範囲はどの程度なのか(東京都)。
- ・リアルタイムで許可情報を確認するのは、正確な情報で業務を遂行するためであり、許容の範囲は1週間程度か。1日であればなおよい。しかし現実的には1ヶ月か(経団連)。

○その他

- ・平成30年8月デジタルガバメント実行計画が策定されており、行政機関だけでなくステイクホルダーを含めて状況を俯瞰しシステム検討すべきとあり、この検討会がその場となる(CIO補佐官)。
- ・API利用にあたっては、デジタルガバメント実行計画にも整理されているところ。今年度中に策定されるAPI関連のガイドの内容に沿ったものとなるよう開発することが必要。(CIO補佐官)
- ・平成33年度のシステム公開となると平成31年初夏には予算要求になる。平成33年度という制約要因を改めて確認すべき(CIO補佐官)。
- ・環境省システムには法人番号を追加し、入力間違い等の対応に活かしてほしい(CIO補佐官)。
➤法人番号のみでは本社の住所になるため、事業所欄も設けてほしい(全産連)。

議事3. アンケート案の説明

事務局から都道府県及び政令市に配布するアンケート(案)について説明した。アンケート(案)に対する意見は、次のとおり。

- ・アンケートの前提として環境省システムとの連携に関する説明が必要(埼玉県)。
- ・行政処分情報は環境省システムに直接入力しているが、問10は必要か(東京都)。
➤自治体システムにあるデータと連携を前提に設問で作成しているが、再度検討する(事務局)。
- ・自治体システムとはどこまでがシステムなのか、定義が必要。例えばファイルメーカ

ーで登録したのもシステムか（環境情報室長）。

- ・データ連携についての回答を求めるならば、連携をJSONで行うことを想定しているなど、情報を伝えたいうえで、セキュリティ上の問題を聞く必要がある（内閣官房）。
- ・LGWANを利用できるのかについても設問とすべき（内閣官房）。
- ・問18については、地方公共団体による立入調査があった場合に、明瞭な状態で閲覧可能である等の条件についても追記してほしい（全産連）。
- ・行政処分情報について、5%以上の株を保有している人の情報を記載する必要があるのかどうか、検討いただきたい（全産連）。
- ・環境省システムへの許可情報に係る登録方法が、CSVなのか、手入力なのか現状を確認する設問を追加していただきたい（東京都）。
- ・API連携はネットワーク回線を通じて外部との情報提供を行うことを前提としているため、セキュリティの設問に加えて、物理的なネットワーク（LGWANやインターネット等）の問題がないのかも聞いていただきたい（東京都）。
- ・地方公共団体がどこまで許可情報を開示しているのかについても設問につけ加えてほしい（全産連）。
- ・資料6別紙の電子マニフェストとの連携について、③案は排出事業者負担が増えるため回避していただきたいが、対応①は整理ができないと考えられ、対応②は明らかに品目と異なるものだけを確認するにすぎないので意味がない。再度検討をお願いしたい（経団連）。

本検討会の意見を考慮し、地方公共団体、JWセンター、産廃振興財団、環境省、事務局にてアンケート内容精査し、案を作成したのち、確定版を配布する。

議事4. その他

○議事録作成

議事録は事務局が案を作成したのち、関係者に確認を依頼し、確定版を共有する。

○次回検討会

1月に第2回検討会、第3回検討会のスケジュールを調整する。

3. 2 第2回検討会

第2回検討会の議事及び議事内容は、次のとおりであった。

3. 2. 1 議事

第2回検討会の議事は、次のとおり。

- ①地方公共団体アンケート結果報告
- ②データ連携方法
- ③その他

3. 2. 2 議事内容

第2回検討会の議事内容は、次のとおり。

日 時：平成31年2月21日（木）14：00～16：00

場 所：TKPスター会議室B3C

議事1. 地方公共団体アンケート結果報告

事務局から都道府県及び政令市に配布したアンケートの内容及び結果の説明を行った。意見や質疑等は、次のとおりであった。

○アンケートに対する意見及び質疑

- ・問15 紙マニフェストを電子データ保存することについて、地方公共団体の立ち入りの際に対応できることを前提として、設問を設けていただきたかった。（全産連）
- ・許可情報を公表しているか否か、公表している許可内容は、何の項目かについて調査・把握しているのか。（全産連）
 - 公表に関する設問は設けていない。（事務局）
- ・行政処分の情報について5%以上の役員情報の設問は設けていないのか。（全産連）
 - 行政処分の役員情報に関する設問は設けていない。（事務局）
- ・問12 電子申請について「支障あり」が6割と高い値になっている。経団連としては、電子申請を推進していただきたいと考えているが、電子申請への一本化ではなく従来通りの紙による申請も残した条件にもかかわらず、支障ありとする回答割合が高かったことは気がかりである。支障なしと回答した自治体は2割強ある。支障とはコスト面か実務面か、理由を確認できた点はあるのか。（経団連）
 - 支障の具体的な内容は、電子申請の際の手数料の納付、新たなシステムの構築などである。電子申請の可能性はないとは言えない。（事務局）
- ・問7の環境省システムにあると便利な項目について、許可証の写し及び行政処分通知の写しは経団連も求めているところである。（経団連）
- ・今後の方針について、複数の連携方式で対応した場合、結果として高コストなシステムになることが懸念される。自治体システム改修のタイミングでCSV連携に一本化していく

など、明確に方針を記載すべきである。(CIO補佐官)

- ・資料4に国が地方公共団体の許可事務に利用する仕組みの構築も考えられているのであれば、方針に盛り込むべきと考える。この方針次第で、地方公共団体は独自システムを作り込むのか、簡易な修正で国のシステムの完成を待つのか、予算計画に影響すると思われる。(JWセンター)

→電子申請を考慮したときの将来的な位置付けとして図式化したものである。(事務局)

- ・環境省システムと地方公共団体のデータを連携させるという点について、今回のアンケートからその可能性を把握することができたのか。(経団連)

→自治体システムはクローズされていることからCSVによる連携が現実的である。かつこれまで以上に地方公共団体に負担となる改修については受け入れられないとの意見が多かった。(事務局)

○文字コードについて

産廃振興財団からCSVファイル出力時の留意点について(文字コード(資料3-2))について説明があった。

- ・資料3-1の問1-6、問1-9の結果と資料3-2の文字コードの説明について関係性を説明してほしい。(CIO補佐官)

→2016バージョン以降のエクセルの場合は、Shift-JIS 又は UTF-8 を選択してCSV出力することができる。CSVデータを環境省システムで取り込む場合は、文字コードを留意する必要がある。(産廃振興財団)

→Shift-JIS と回答した 25 地方公共団体のうち 18 地方公共団体は独自システムであった。(事務局)

→文字コードは、出力が Shift-JIS なのかといった点を詳しく把握するなど、結論を出す前に外字も含めてさらに慎重かつ丁寧に検討を進めるべきである。(CIO補佐官)

議事2. データ連携方法(資料4)

事務局より自治体システムから環境省システムへのデータ連携方法及び環境省システムからJWセンター、産廃振興財団へのデータ連携方法について説明を行った。

○環境省システムからJWセンターへの連携について

- ・APIによるオンラインチェックも考えられるが、対象サーバが常に稼働状況でない場合を考えた際、自社サーバのデータを参照することが現実的であり、バッチ処理によるファイル転送とする。(JWセンター)

○環境省システムから産廃振興財団への連携について

- ・国ではAPIの利用が推進されていることから、将来性のあるシステム導入を考慮し、即時性及び公開性を踏まえ、API連携とした。(産廃振興財団)

→相手先ごとに方法を変えるのは効率が悪く、運用も手間なので当面の策と今後の適切な策を検討すべきと考える。(CIO補佐官)

議事3. その他(資料5)

事務局よりデータ連携のためのシステム更改案・課題について説明を行った。

○地方公共団体から環境省システムへの連携について

- ・(東京都及び埼玉県では) 現在使用している業務システムでCSV出力が可能であるため、今後もCSV連携が良い。ただし、外字について対応が必要である。(東京都、埼玉県)

○データ連携項目について

- ・品目と処理方法だけでなく、品目別の処理方法が紐付いたデータを提供していただきたい。品目別の処理方法を手入力するのであれば、地方公共団体の手間が増える問題が一方であるため、許可証をPDF化し公開するのが現実的なのではないか。(経団連)
- ・許可証のPDFだけでは、処理フローの流れを把握することができないため、品目と処理方法が結びついた電子データが必要である。(JWセンター)
- ・現在は、地方公共団体と環境省のデータ連携について議論されているが、環境省に集められたデータはオープンデータとして公開していただきたい。また、その公開方法も検討していただきたい。(経団連)
- ・自治体システムの状況から、CSVファイルによる対応は明白ではあるが、地方公共団体アンケートでは手間が増えることは避けるべきとの意見が多いことを考えれば、LGWANにおけるクラウドの利用なども検討の余地があるのではないか。(産廃振興財団)

○地方公共団体が許可証をPDFにしてアップロードすることについて

- ・許可証発行枚数も数万件と多いことを考えれば、現実的ではない。(東京都)
- ・負担増となり、容易に許容できるものでない。(埼玉県)
- ・品目と処理方法がわからなければ利用価値がないため、許可情報を管理できているのであれば、ぜひ公表していただきたい。特にこれらのデータは契約前の業者選定段階で必要なものであり、まずは処分業者からはじめていただきたい。(経団連)
→関係団体や地方公共団体の意見を踏まえ方向性を検討したい。(事務局)

○データ更新頻度(最低月1回の更新)について

- ・特に意見なし。

○産廃振興財団に搭載される許可情報検索に関して

- ・財団では課金をすることができない理由があるのか。(全産連)
→課金できない規定等があるものではない。まだ具体的なデータや機能について検討中だが、付加価値の高いデータの提供について課金させていただく方向で検討する。(産廃振興財団)

○業許可取消情報の検索機能について

- ・取消情報を確認できるシステムは存在しているのか。(経団連)
 - 業許可の取消情報の開示は、現行環境省ホームページに開示している。取消情報を業許可に付与するかについても今後の検討課題としたい。(事務局)
 - 検索できるシステムは存在し、かつ排出事業者にメールで連絡する機能も有している。(産廃振興財団)
- ・行政処分通知の写しのPDF化とあるが、個人情報の観点から行政間だけで連携する場合であっても提供は難しい。(東京都)
- ・行政処分情報は、取消だけでなく命令も含めて情報をいただきたい。(経団連)

○一体不可分の結果について

- ・アンケート結果をどのように使うのか、「×」が選択された品目について何をどのように判断するのか。(経団連)
 - 品目として少しでも可能性があるものは判断をすることができないと考え、あり得ないと考えらえるものを確認することとした。結果の分析や活用及び電子マニフェストでのエラー表記などについては、第3回検討会にて方向性を示したいと考えている。ただし、この許可情報からすべてのエラーを検知できるというものではない。(事務局)
- ・許可品目については、電子契約情報とマニフェスト情報との整合を確認できればよりよいシステムになると考えているが、そうした発展性についてはどうか。(経団連)
 - 電子契約の普及率が低く、使っている業者が限定的であることから、本検討会では環境省と地方公共団体のデータ連携で進めていくことができるものと考えている。(事務局)
- ・電子申請が普及していないということは、システム構築上のしがらみがないと言える。現段階で将来の仕様を決める(ワンストップサービス)ことで方向性を示していただきたい。(経団連)

○その他

- ・アンケート結果については、自由記入欄について示してもらいたい。(経団連)
 - 自由記入はとりまとめ、第3回検討会に提出する。(事務局)
- ・資料3の参考資料は、限定条件まで連携することが難しいとの根拠のために出した資料なのか。連携が難しいということであれば、意見する余地はないということか。(経団連)
 - 限定条件までを把握し、連携させることは難しいということ示すために提示した。しかしながら意見を遮るものではない。(事務局)
- ・資料3の参考資料の元データはなにか。(産廃振興財団)
 - アンケートの問9にて各地方公共団体から提出された一覧表を元に作成した。(事務局)
- ・限定条件については、品目と同程度に位置づけられる石綿等については、品目として位置付けてほしい。(経団連)

- 判断が難しいが、留意して整理する。(事務局)
- ・第3会検討会の論点を教えてほしい。
 - 一体不可分の品目について整理する。(事務局)

3. 3 第3回検討会

第3回検討会の議事及び議事内容は、次のとおりであった。

3. 3. 1 議事

第3回検討会の議事は、次のとおり。

- ①データ連携に向けた課題・検討状況・方針案
- ②その他

3. 3. 2 議事内容

第3回検討会の議事内容は、次のとおり。

日 時：平成31年3月6日（木）10：00～11：10

場 所：TKPスター会議室B3C

議事1. データ連携に向けた課題・検討状況・方針案

事務局からデータ連携に向けた課題・検討状況・方針案について説明し、議論した。

①各地方公共団体が保有する業許可の新規・更新・変更・取消・廃止に関する情報のリアルタイムでの公開の仕組みの構築

- ・リアルタイム連携について消極的な記載となっているが、政府が目指す方向性はオープンデータとして提供することであり、将来的にリアルタイム連携が実施できる姿、あるべき理想の姿を示すべきである。CSVでのファイル送信も過渡期に必要なかもしれないが、逆にシステムの移行費用を増加させる恐れもある。今回のシステム改修は、将来的にあるべき理想の姿を視野に入れ、対応可能な設計とすることを検討して頂きたい。（経団連）
→検討する。（事務局）
- ・月に一度は連携を行うとあるが、業許可の取消については即時に更新されることを希望する。（経団連）
→現行システムでも業許可の取消については、速やかに登録することになっているため、その旨を追記する。（事務局）
- ・業許可の取消については、「さんばいくん」で検索することができるが、不特定多数から現在契約している者が取消になったか都度確認するのは現実的ではない。電子マニフェストを利用することで取消情報が自動的に担当者へメール等で連絡され、委託処理できなくなる仕組みがよい。（経団連）
→事前に委託先の処理業者を登録することで、当該業者の取消情報をメールで配信する機能を「さんばいくん」に実装している。（産廃振興財団）
→経団連の要望がかなえられれば結構であるが、当面「新着情報」や「お知らせ」のように最新の情報をトピックとして発信することも考えられるのではないか。（東京都）
- ・東京都では、許可取消情報について環境省システムにその日中に登録している。業務停止

も含めて検討すべきと考える。(東京都)

- ・システム担当部門に確認を行ったところ、L GWANだけでデータ連携を実装するのは困難であり、サーバ等を経由する必要がある。埼玉県ではシステム更新を控えていることから、早めに方針を公開していただきたい。サーバの更新時期と合わせて対応したい。(埼玉県)

→データ連携の方針等については、自治体にも周知する。(事務局)

②各地方公共団体が保有する業許可証の電子情報（業許可証に記載の項目、処理品目等に関する情報）の統合・一元管理、公開の仕組みの構築

- ・民間も電子データを活用できるようオープンデータ化についても検討していただきたい。(経団連)
- ・廃棄物の種類の書き方等、地方公共団体によって異なるものについて、環境省が電子化について地方公共団体に説明を行うとともに、許可品目等のとりまとめを行うといったことも含めて対応していただきたい。(経団連)

③業許可取消情報の継続的な公開

- ・メールでの情報発信や情報のデータベース化について希望する。(経団連)
 - ・現行の情報収集機能に変更はなく、そのデータが産廃振興財団に連携されるということによいか。(東京都)
- その通りである。(事務局)

④許可情報と電子マニフェストの連携

- ・データ連携すべき項目には、処理能力、廃棄物を保管できる量、マテリアルフローに関わる情報を追加してほしい。また、定義がきまっていないリサイクル率についても定義していただきたい。(経団連)
- ・①優良認定処理業者、②再生利用業者、③熱回収認定業者、④熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者情報も一括管理し、電子マニフェストの廃棄物情報と連携し、加えて施設のマテリアルフローの情報を加えることで、多量排出事業者報告が自動作成できるように検討していただきたい。(経団連)
- ・海洋プラスチック問題に対応するため、③④の情報が企業にとって必要となる。処理施設での燃料化はマテリアルリサイクルとしてカウントされているが、実態はサーマルリサイクルである。熱回率とリサイクル率への評価方法についても検討が必要と思われる。(経団連)
- ・処理フローの作成により、行政・委託者が施設の処理能力の妥当性を確認できる。また、この開示は、食品偽装等不適正処理の撲滅に貢献する。なお、二次委託先情報を同業他社に知られたくない処理業者の懸念は、マスキング機能を設定することで解消できる。(経団連)
- ・環境省システムとマニフェストのデータ連携について、データの拡充を引き続き検討して

いただきたい。環境省デジタルガバメント中長期計画には、行政情報の 100%オープン化等の方向性が示されている。電子マニフェストだけでは自治体報告データがすべて満たされないなどの課題があることから、今後も引き続き電子化に向けた議論が必要である。特に電子契約については、法令遵守を担保することが可能となるため、推進していただきたい。(経団連)

- ・記載方法の統一については、環境省と JWセンターだけでなく、産廃振興財団や地方公共団体も含めて実施するものであり、あたかも環境省と JWセンターだけで実施すると読み取れる文言は修正をお願いする。(JWセンター)
→表現を改めるよう検討する。(事務局)
- ・許可証の全体把握は、PDF化にこだわるものではない。地方公共団体における手書きの許可証はみることがないため、打ち込んだデータは電子化されているものと推測される。この電子化されたデータを公開してもらいたい。もしくは許可証を印刷する際にPDFにするといったような運用ができないのか。また、まずは処分の許可証のみを対象にするなど対応は考えられないか。許可証に記載されたデータは、公開されることが希望である。公印の有無は重要と考えていない。(経団連)
→許可証データの収集・公開の可否について検討する。(事務局)
- ・許可証のPDF化は、行政処分時に効率的に当該者を把握する必要があるため、作業を効率化するためにPDF化している。7年経過すればすべてがPDF化されると思われる。(埼玉県)
- ・許可証の作成はシステムから直接出力するパターン(①)とエクセルで加工して出力するパターン(②)がある。①は許可証が押印された用紙への印刷、(2)は印刷後押印となっている。許可証はコピーをとっているが、PDF化はしていない。(東京都)
- ・環境省が電子申請システムを構築するのが望ましいとしているところを報告書に記載いただきたい。(東京都)
→検討する。(事務局)
- ・電子契約が進まない中、普及・啓発についても示していただきたい。(経団連)
- ・電子マニフェストの普及にASP事業者が貢献した半面、煩雑・コスト増という側面もある。電子契約はまだ普及していないため、処理業者からも JWセンターで一括して管理してほしいとの要望がある。(経団連)
- ・自治体によって取扱いが異なる項目については、環境省は地方公共団体からの意見も聞きながら検討していくことがわかるよう表現の修正を依頼する。(東京都)
- ・データの充実について引き続き検討を依頼する。(経団連)

その他

- ・アンケート記入について、最短0.2分という表現があるが、どのように実施しているのか把握しているか。(JWセンター)
→たとえば、CSV100件入力したときの利用時間を1件に案分した結果と思われる。
- ・問8以降、地方公共団体の具体的な意見の中で濃淡があると思われる。環境省システムの

参考にする際により分類分けしていただきたい。(経団連)

- 電子申請については、ほとんどの自治体が未着手であり、新システム導入の好機と考えられる。処理業者がデジタル情報で申請し、自治体が電子決済し、環境省のサーバに許可情報として登録される。電子契約情報は、電子マニフェストの登録と併せて行い、許可情報と連携することで排出・処理業者・行政の業務が効率化される。(経団連)
- 本検討会の意見をまとめた文書を作成し、メールにて送付する。(事務局)

4. まとめ

本検討会では、平成 29 年度にとりまとめた『廃棄物処理分野における電子化推進のための論点整理』を踏まえ、産業廃棄物行政情報システム（検索システムを含む。）、さんぱいくん（優良さんぱいナビを含む。）、電子マニフェストシステム及び地方公共団体業許可システム等を活用して電子化を実現していくために必要な検討を行うとともに、上記論点整理のうち関係者の関心が特に高い事項の検討を行い、関連システム間のデータ連携の方向性等について、一定の結論を得た。

産業廃棄物処理業許可情報等のデータ連携方針

1. 目的

平成 29 年度に取りまとめられた「廃棄物処理分野における電子化推進のための論点整理」を踏まえ、産業廃棄物行政情報システム（検索システムを含む。以下、「環境省システム」という。）、地方公共団体許可システム、さんぱいくん（優良さんぱいナビを含む。公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「産廃振興財団」という。）所管）及び電子マニフェストシステム（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下、「JWセンター」という。）所管）のデータ連携により産業廃棄物の適正処理を図る。

2. 産業廃棄物処理業許可情報の公開・一元管理について

産業廃棄物の適正処理の更なる推進のため、排出事業者責任の徹底を図る必要性については、廃棄物処理法見直しの議論の度に最優先事項として位置づけられている。

排出事業者責任の徹底にあたっては、排出事業者による処理業者の適切な選定、取引継続の可否判断のための許可内容の確認等のための情報公開の仕組みが必要であり、そのために検討すべき事項として、次が考えられる。

（1）検討すべき事項

- ①各地方公共団体が保有する業許可の新規・更新・変更・取消・廃止に関する情報のリアルタイムでの公開の仕組みの構築
- ②各地方公共団体が保有する業許可証の電子情報（業許可証に記載の項目、処理品目等に関する情報）の統合・一元管理、公開の仕組みの構築
- ③業許可取消情報の継続的な公開
- ④電子マニフェストとの連携

（2）検討にあたって考慮すべき課題

- ・地方公共団体にとって負荷が多大である業許可申請情報の網羅的・迅速な電子化にあたっては、申請書類や産業廃棄物ごとの該当許可品目の統一や情報更新のルール等、適切な仕組みを構築する必要がある。

- ・地方公共団体においては、処理業者の業許可情報のほか、独自の運用、制度による立入検査や指導状況等を管理するシステムを構築している場合もある。このシステムと環境省の産業廃棄物行政情報システムの両方に地方公共団体職員がデータ入力を行っており、データ連携の仕組みが必要である。
- ・さんばいくんの業許可情報は処理業者が登録しているため、排出事業者の処理業者選択のツールとしては不十分。今後、各地方公共団体が保有する業許可情報とのデータ連携のあり方等についても検討が必要である。

(3) 平成 30 年度検討状況及び方針

①各地方公共団体が保有する業許可の新規・更新・変更・取消・廃止に関する情報のリアルタイムでの公開の仕組みの構築

○環境省システムと地方公共団体の許可システムとのデータ連携

- ・アンケート結果より、地方公共団体システムは廃棄物部局内のみのクローズドの環境が多かった。また、CSVファイル出力機能を有している地方公共団体が一定数以上ある一方、CSVファイルの抽出ができない地方公共団体もある。
- ・環境省システムには、既にCSVによるデータ更新機能がある。
- ・アンケートでは、各地方公共団体の負担が少ないように要望があった。

<方針>

- ・CSVによるデータ連携とする。
- ・CSV出力機能がない地方公共団体に対しては、システム更改等の機会に出力機能を付加するように要請する。
- ・CSVに対応できない地方公共団体のために、手入力方式は維持する。
- ・データ連携の方針等は、早めに地方公共団体へ周知する。

○産廃振興財団システム「さんばいくん」とのデータ連携

- ・環境省システムと「さんばいくん」のデータ連携方法は、電子マニフェストとのデータ連携方法と同一にした方が行政コストを抑えられる。

<方針>

- ・環境省、産廃振興財団及びJWセンターで引き続き検討する。

○データ連携項目の決定

- ・適正処理の観点から、許可に係る廃棄物の種類及び処分方法の追加が妥当と思われる。
- ・環境省システムでは、固有番号の申請に会社等法人番号の入力が必須。

<方針>

- ・現行環境省システムの項目に、廃棄物の種類、処分方法を追加する。
- ・国税庁の法人番号など、各省庁が保有し公開されている会社等情報の活用について引き続き検討する。

○リアルタイム連携は、連携されている1つのシステムを保守点検等のために停止する場合、他のシステムも使えなくなるというデメリットがある。代替案として、データ更新の都度、情報を受け渡す方式が考えられる。

- ・自治体システムがクローズの環境で運用されているため、リアルタイム連携はできない。
- ・自治体から環境省現行システムへの登録は、月に1度以上が多い。

<方針>

- ・最低月に1回（月末までに）CSVでアップロードするよう自治体に依頼する（行政処分情報については従来どおり、即時更新）。

②各地方公共団体が保有する業許可証の電子情報（業許可証に記載の項目、処理品目等に関する情報）の統合・一元管理、公開の仕組みの構築

○許可情報に関する、環境省ウェブサイトの検索システムと産廃振興財団のシステムとの役割の重複

- ・環境省の検索システムと産廃振興財団のシステムを統合した方が利用者の利便性向上に資する

<方針>

- ・廃棄物処理法第13条の12に規定する適正処理推進センターに指定されている産廃振興財団のシステムに検索システムを一本化する。

○業許可申請情報の網羅的・迅速な電子化にあたっては、申請書類や産業廃棄物ごとの該当許可品目の統一（又は読替えルールの設定）や情報更新のルール等、適切な仕組みを構築する必要がある。

- ・地方公共団体により、廃棄物の種類の限定条件の書き方、一体不可分の廃棄物を構成する廃棄物の種類の判断が異なる。
- ・許可品目と処分方法の紐付けの可否についても要検討。

<方針>

- ・地方公共団体の意見を聞きながら、環境省で引き続き検討する。

○産廃振興財団の「さんぱいくん」と「優良さんぱいナビ」の統合

- ・利用者の利便性向上、システムの効率的な運用保守のためには、システムを統合した方が好ましい。

<方針>

- ・「さんぱいくん」と「優良さんぱいナビ」を統合する。

③業許可取消情報の継続的な公開

○産廃振興財団システムへの業許可取消情報検索機能の追加

- ・環境省検索システムの廃止により、業許可取消情報の検索機能についても、産廃振興財団システムに追加する必要がある。

<方針>

- ・業許可取消情報検索機能を産廃振興財団のシステムに追加する（業許可取消情報のメール配信は「さんぱいくん」に実装済、JWネットを通じた制御機能なし）。

○機能は、現在の環境省システムと同一でよいか。

- ・業許可取消情報に加え、停止命令等の情報についても公開して欲しいとの要望がある。
- ・環境省システムには、停止命令、改善命令、措置命令等の情報もあるが、登録率が低い。

<方針>

- ・業許可取消情報の検索機能については、当初は現行機能で開始し、ユーザーの意見等を踏まえて、必要に応じて改修していく。

④許可情報と電子マニフェストの連携

○環境省システムと電子マニフェストシステムとのデータ連携方法

- ・データ連携方法は、産廃振興財団のシステムとのデータ連携方法と同一にした方が行政コストを抑えられる。

<方針>

- ・環境省、JWセンター及び産廃振興財団で引き続き検討を行う。

○データ連携すべき項目

- ・法令順守の観点から、許可期限、廃棄物の種類及び処分方法の3項目は必要と思われる。
- ・マニフェスト情報から多量排出事業者の廃棄物処理計画書、実施状況報告書を作成することを考慮すると、許可情報にあわせて、①優良認定処理業者、②再生利用業者、③熱回収認定業者、④熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者を一括管理し、電子マニフェストとの連携することが望ましいが、自治体システムにおけるそれらの情報の保有率を考慮する必要がある。

<方針>

- ・地方公共団体の意見を聞きながら、環境省とJWセンター及び産廃振興財団等で引き続き検討を行う。
- ・許可証データの収集・公開の可否について、引き続き検討を行う。

- ・ユーザーの意見等を踏まえて、委託契約情報等、その他のデータの収集・活用の可能性について引き続き検討する。
- ・許可取消情報とのデータ連携についても検討する。
- ・マテリアルフローに係るデータ収集・活用も視野に入れ、電子マニフェストのあり方等についても、ユーザー等の意見等を踏まえて検討する。

○許可情報と電子マニフェストデータの照合に当たって、廃棄物の種類、処分方法等の記載方法の統一もしくは読替えルールの設定が必要

- ・地方公共団体により、廃棄物の種類の限定条件の書き方、一体不可分の廃棄物を構成する廃棄物の種類の判断が異なる。

<方針>

- ・地方公共団体からの意見を聞きながら、環境省とJWセンターで引き続き検討を行う。

○最終更新日を管理する等、データの責任分界点が明らかになる仕組みが必要

- ・電子マニフェストシステムで許可情報とマニフェスト情報をチェックする際、いつの時点の情報でチェックしているかが重要となる。誤った情報があったとき、どの段階で誤ったのか、トレースできるよう連携するシステムそれぞれが、最終更新日と更新内容を記録することが必要ではないか。

<方針>

- ・環境省とJWセンターで引き続き検討を行う。なお、許可情報と電子マニフェストデータの照合によるエラー検知は、あくまでも参考情報であり、すべてのエラーが正確に検知可能となるものではないことを利用者に注意喚起する。

⑤その他

○電子申請やその他論点整理で議論できなかった課題

<方針>

- ・政府における法案整備（いわゆる「デジタル手続法案」）や情報システム整備等の進捗状況を踏まえて、別途検討する。
- ・申請者の利便性及び効率的なデータ収集・活用等の観点から、将来的には環境省において全国統一の電子申請システムを構築することが望ましいが、その可否を含め詳細は、デジタル手続法案の基本原則等を踏まえ、引き続き検討する。
- ・官民の関係者と協調・連携し、収集したデータのオープンデータ化、ビッグデータの活用方策についても検討する。

以上